

医療機関等における感染拡大防止等の支援 (令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金)

事業目的

国による直接執行

- 新型コロナの感染拡大が長期化し、変異株も出現する中で、医療機関等においては、感染リスクのある職員の処遇改善、個人防護具確保、消毒実施、患者動線分離など、院内等の感染拡大を防ぐための取組を行い、平常時には発生しないかかり増し費用が発生している。
- このような中、感染拡大防止のための補助を行う。

事業内容

〔対象医療機関〕

- ・ 感染防止措置を講じながら地域で求められる医療提供を継続している、保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

〔支援内容〕

- ・ 感染拡大防止に要する費用の支援を行う。

〔補助額〕

- ・ 感染拡大防止等に必要な経費として、以下の額を上限として実費を補助
病院 10万円
有床診療所（医科・歯科） 10万円
無床診療所（医科・歯科） 8万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所 6万円

〔対象経費〕

- ・ 令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる感染拡大防止に要する費用
(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

※ 感染防止対策に取り組む保険医療機関等において、院内等での感染拡大を防ぐために必要な経費が対象となる。

※※ 医療機関等の事務の簡素化の観点から、領収書等の添付を省略し、電子申請を原則とする。